

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年3月3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区子どもの生活実態調査実施・分析業務委託

(2) 業務内容

世田谷区では、平成30年度に実施した子どもの生活実態調査の結果等を踏まえ、令和2年3月に「子どもの貧困対策計画」を策定した。令和6年度には、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期子どもの貧困対策計画を「子ども計画（第3期）」に内包する形で策定する。

区の子どもの生活実態を把握し、次期子どもの貧困対策計画を策定するための根拠資料とするため、子どもの生活実態調査を実施する。子どもの貧困の実態を正確に捉えるために、可能な限り多くのサンプルを集め、同一世帯の子ども票と保護者票をひも付けし、低所得に加え、剥奪指標である家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如という3つの要素から把握した生活困難度を用い、多様な視点から生活困難な状況にある子どもの実態に着目した調査とする。

- ① 区が用意した調査項目・選択肢及び構成への助言をすること。
- ② インターネット上で回答できる入力フォームを作成すること。
- ③ 調査依頼文・調査票等を作成及び印刷すること。
- ④ 調査依頼文・調査票等を発送すること。
- ⑤ 調査に関する問い合わせへの対応を行うこと。
- ⑥ 調査結果についての単純集計、基本属性等によるクロス集計、カイ二乗検定による分析を行い、結果を適宜区に情報提供すること。
- ⑦ 調査報告書及び概要版を作成すること。
- ⑧ 成果物を納品すること。
- ⑨ その他、区担当課が指示する関連業務を行うこと。

※①～⑦については、区および区が別途契約した有識者と十分に協議しながら行うこと。

(3) 履行期間

契約締結日（令和5年5月下旬）～令和6年3月31日

2 参加資格要件

本件業務の実施に意欲と遂行能力を有し、次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 東京都及び東京23区または50万人以上の人口を有する他自治体において、子どもの貧困に関する実態把握調査業務及び子どもの貧困に関する計画策定の支援業務の受託実績があること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していること。（参加表明書提出時に、認証取得を確認できるものの写しを提出すること）

3 提案限度額

12,060,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

調査票・礼状兼督促状作成費、発送用・返信用封筒作成費、発送用郵便料金（区内特別郵便）、封入封緘・発送に係る経費等はすべて受託者が用意し、その必要経費は契約金額に含まれるものとする。

※ 調査票返送に係る郵便料金は区が負担する。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 審査

審査は、選定委員会にて、審査基準に基づき評価を行う。

審査においては、「6 審査基準」に基づき第一次審査として提案書の審査によって上位3者を選定する。次に第二次審査として第一次審査で選定した3者を対象にしてプレゼンテーションによる審査を実施し、第一次審査と第二次審査を総合的に評価し、その結果、最も優れた業者に事業委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

6 審査基準

- (1) 世田谷区の子どもの貧困対策計画および各種支援施策等ならびに国の子どもの貧困対策等の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 子どもの貧困の実態把握に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、情報セキュリティ体制、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

7 審査結果の通知期日及び方法

審査の結果については、選定委員会より1週間以内に、文書の郵送により通知する。また、区は選定業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

8 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 子ども・子育て支援担当 津田、伊藤
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎5階55番窓口
電話：03-5432-2406 FAX：03-5432-3081
(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和5年3月3日(金)から令和5年3月15日(水)正午まで
場所及び方法：世田谷区ホームページで閲覧のうえ、ダウンロードによる
世田谷区ホームページのトップページ > 子ども・教育・若者支援 > 子どもに関する条例・計画・方針等 > 世田谷区令和5年度子どもの生活実態調査実施・分析業務委託に係るプロポーザルの実施について

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和5年3月15日(水)正午まで(必着)
場所：上記「(1) 担当部課」に同じ / 方法：持参または郵送(書留郵便に限る)による

(4) 招請通知(参加資格結果通知)の発送

発送日(予定)：令和5年3月16日(木)

(5) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和5年3月22日(水)(必着)
方法：招請通知に記載するメールアドレスへ提出

(6) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限：令和5年4月14日(金)正午まで(必着)
なお、提出にあたっては事前に、上記「(1) 担当部課」へ電話にて連絡すること。
場所：上記「(1) 担当部課」に同じ / 方法：上記「(1) 担当部課」へ持参に限る

(7) プレゼンテーションの実施について

提案書の審査によって上位3者を対象にして、第二次審査としてプレゼンテーションを実施する。
実施日、実施場所等については、上記対象者に対し、第一次審査結果通知とともに通知する。

9 スケジュール

説明書交付期間	令和5年3月3日(金)～3月15日(水)正午
参加表明書の提出期限	3月15日(水)正午まで(必着)
プロポーザル招請通知発送	3月16日(木)
質問書の提出期限	3月22日(水)(必着)
提案書の提出期限	4月14日(金)正午まで(必着)
第一次審査(提案書審査)	4月中旬(予定)
第一次審査結果通知	4月下旬(予定)
第二次審査(プレゼンテーション)	5月上旬(予定)
第二次審査結果通知	5月中旬(予定)
契約締結	5月下旬(予定)

10 その他

(1) 応募にあたっての留意事項

- ①応募者は、提案書に関して、本区から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
また、応募者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。
- ②応募に要する費用及び応募の際に必要な費用は、すべて応募事業者の負担とする。

(2) 配布書類等の扱い

応募事業者の募集に関する書類は、本件への応募にかかる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募にあたり、知り得た区の情報については、守秘義務を遵守すること。

- (3) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者として、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。
- (4) 本件は、令和5年度予算の配当を条件として契約する。
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (9) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (10) 提案にあたっては、世田谷区ホームページのトップページ > 子ども・教育・若者支援 > 子どもに関する条例・計画・方針等 に掲載の「平成30年度子どもの生活実態調査の結果等について」等を参考にすること。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00165614.html>
- (11) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本選定過程で提出された提案書等は、返却しない。
- (14) 本件の成果物の著作権は、区に帰属する。
- (15) 区は、提案書等を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (17) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に、提案書の複製を作成することができる。
- (18) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (19) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (20) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。